

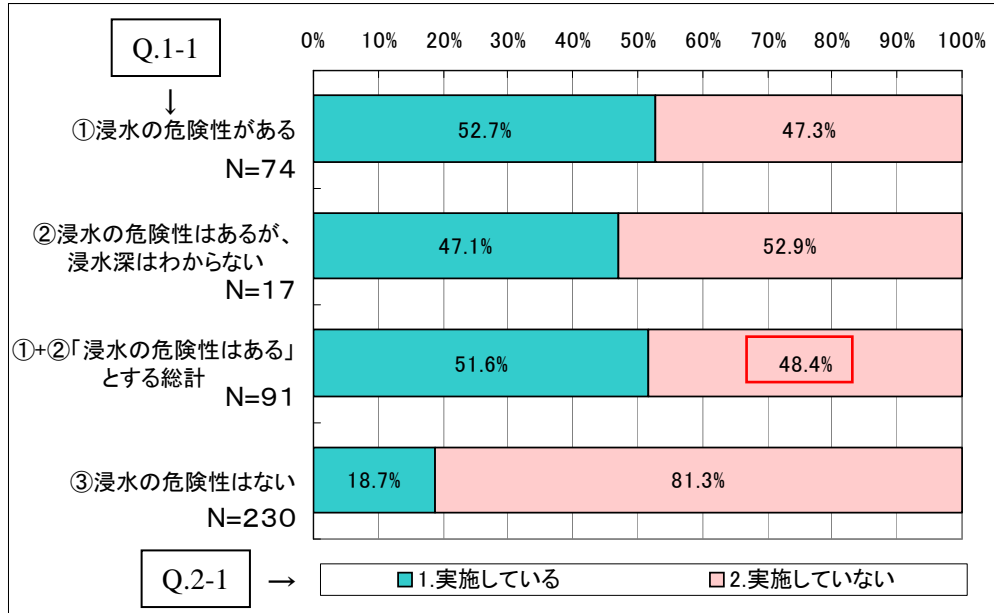
1. 役所の本庁舎等の水害対策について（P15）

- 本庁舎等^{注1}の浸水の危険性を認識しているにもかかわらず、本庁舎等の水害対策を実施していない市区町村が約48%（44市区町村）

注1：災害対策本部を設置予定の庁舎

【Q.1-1】本庁舎等が浸水する危険性がありますか。

【Q.2-1】本庁舎等の浸水被害を回避・軽減するための対策を実施していますか。



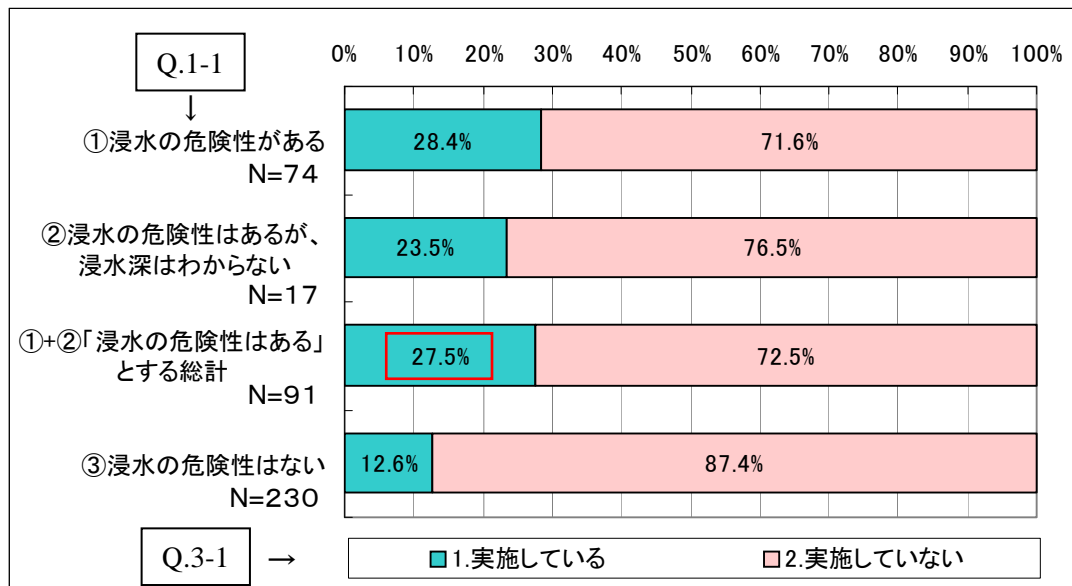
2. 役所の本庁舎等の重要設備の水害対策について（P24）

- 本庁舎等の浸水危険性があると認識している市区町村でも、重要設備^{注2}の水害対策の実施率は約27%（25市区町村）

注2：非常用発電装置、受変電設備、通信設備、データサーバ等

【Q.1-1】本庁舎等が浸水する危険性がありますか。

【Q.3-1】重要設備の浸水被害を回避・軽減するための対策を実施していますか。

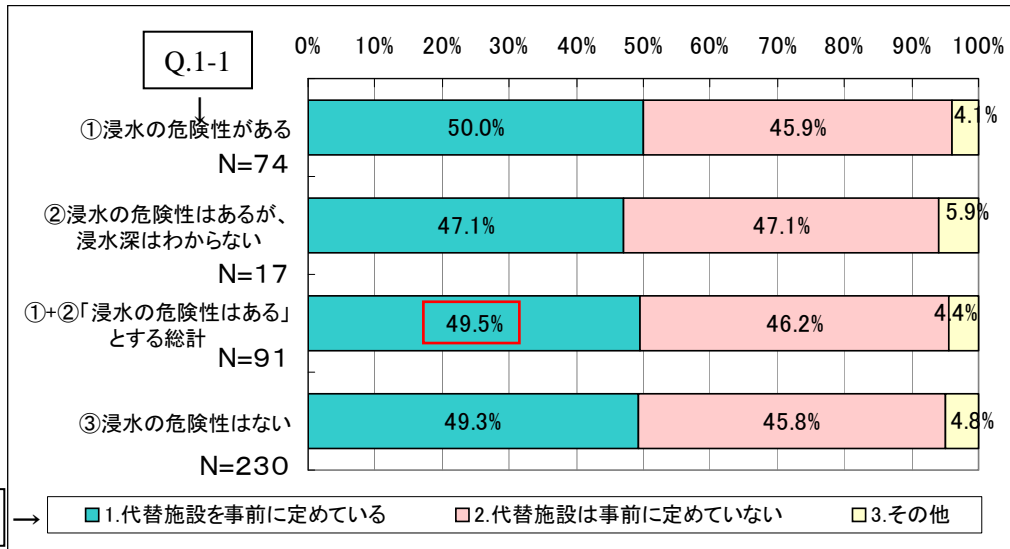


3. 役所の本庁舎等が被災した場合に災害対策本部を設置する代替施設について (P30、P31)

- 本庁舎等の浸水危険性があると認識している市区町村のうち、災害対策本部を設置する代替施設を指定しているのは約49% (45市区町村)
- 代替施設を指定している全ての市区町村が、本庁舎等と同じ市区町村内に災害対策本部の代替施設を指定

【Q.1-1】本庁舎等が浸水する危険性がありますか。

【Q.4-1】本庁舎等が被災した場合に災害対策本部を設置する代替施設を定めていますか。

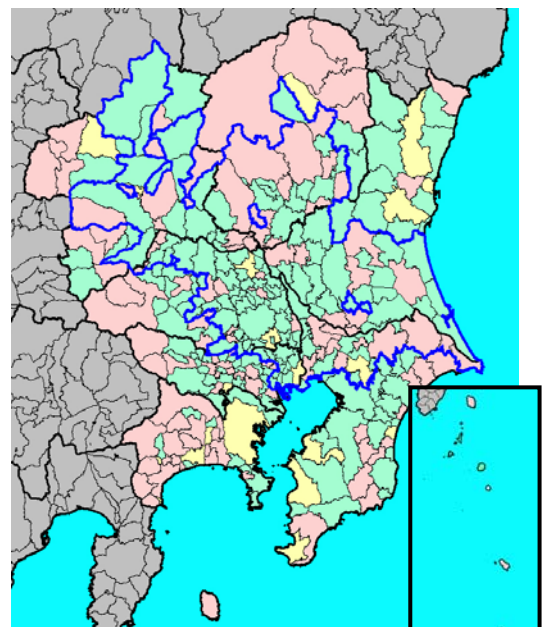
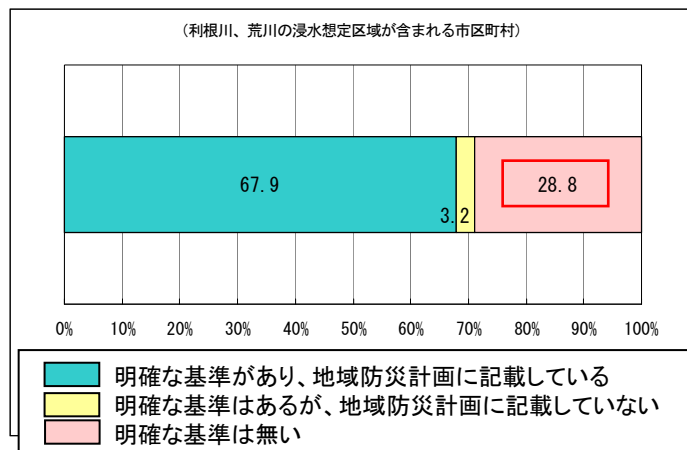


4. 避難勧告基準の有無について (P35、P36)

- 利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村の約29% (45市区町村) が避難勧告の明確な基準を有していない

【Q.5-1】「避難勧告」の基準の有無および地域防災計画への記載についてお答え下さい。

N=156



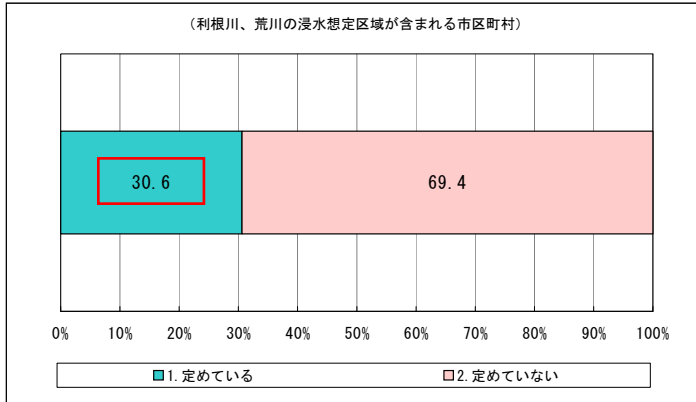
青枠: 利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村の範囲

5. 避難勧告の判断基準における客観的数値について (P41、P42)

- 利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村において、避難勧告の判断基準に客観的数値を定めている市区町村は、明確な判断基準を有する市区町村の約31% (34市区町村)
- 利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村において、避難勧告の判断基準に客観的数値を定めている市区町村は、約22% (34市区町村)

【Q.5-3】客観的数値を用いた避難勧告基準を定めていますか。

N=111



【Q.5-1】「避難勧告」の基準の有無および地域防災計画への記載についてお答えください。

有効回答数 (利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村) 156

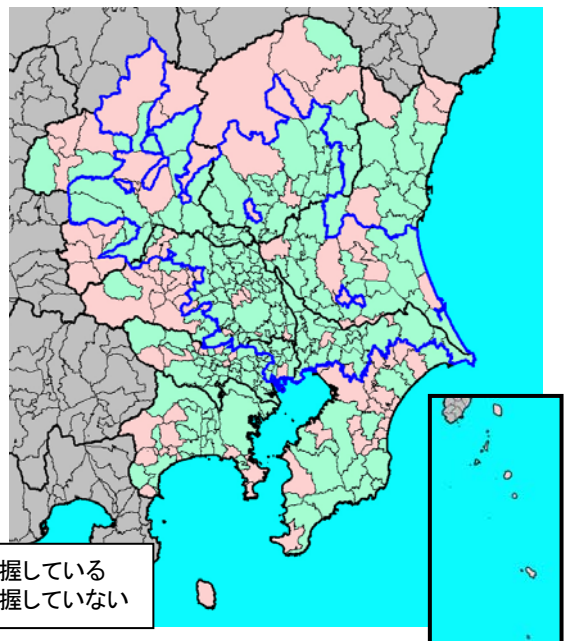
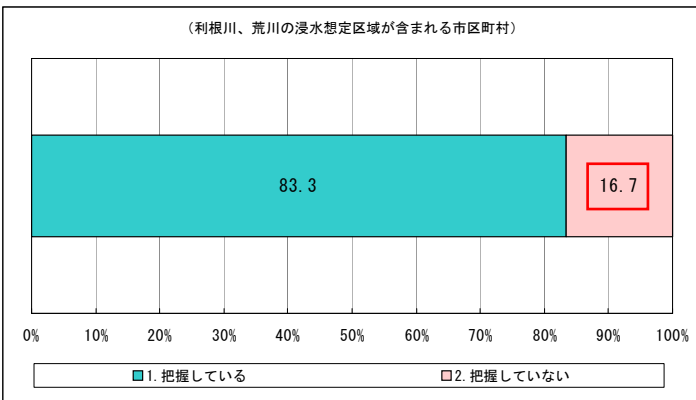
青枠: 利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村の範囲

6. 避難所の浸水対策について (P61、P62)

- 利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村の約17% (26市区町村) が浸水危険性のある避難所を把握していない

【Q.8-1】浸水危険性のある避難所を把握していますか。

N=156

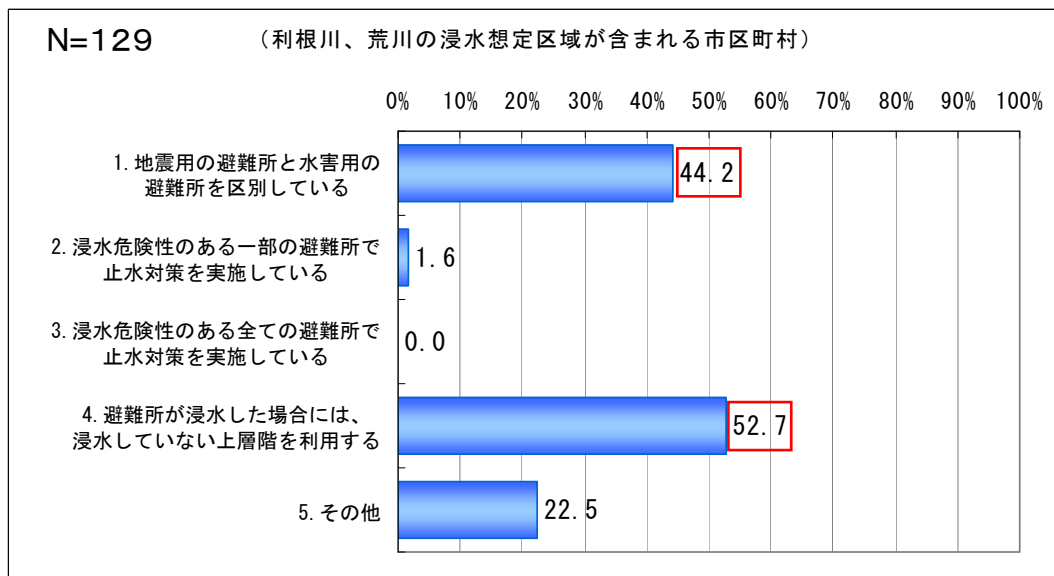


青枠: 利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村の範囲

7. 避難所の浸水対策の内容について (P64)

- 利根川、荒川の浸水想定区域を含み、浸水危険性のある避難所を把握している市区町村のうち、地震用の避難所と水害用の避難所を区別しているのは約44% (57市区町村)、避難所が浸水した場合には、浸水していない上層階を利用するのは約53% (68市区町村)

【Q.8-2】 避難所の水害対策として、どのような対策を実施していますか。(複数回答可)

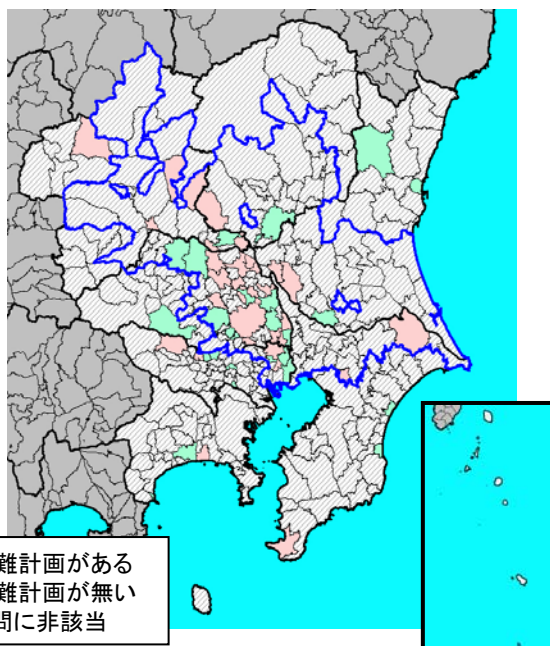
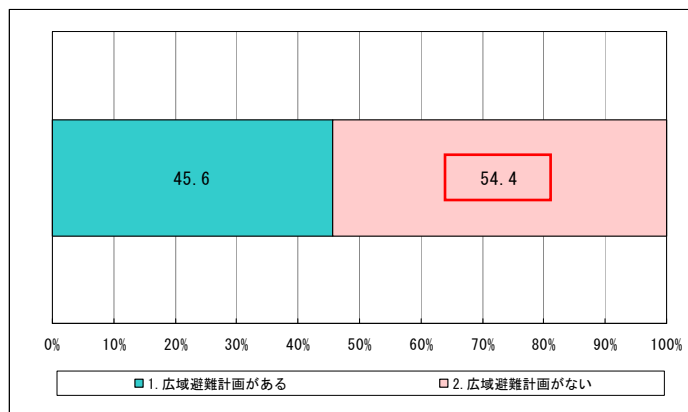


8. 広域避難計画の有無について (P71、P74)

- 広域避難が必要となる事態を想定している市区町村の約54% (31市区町村)は、他市区町村への広域避難計画がない

【Q.9-3】 他市区町村との広域避難計画の有無についてお答え下さい。

N=57

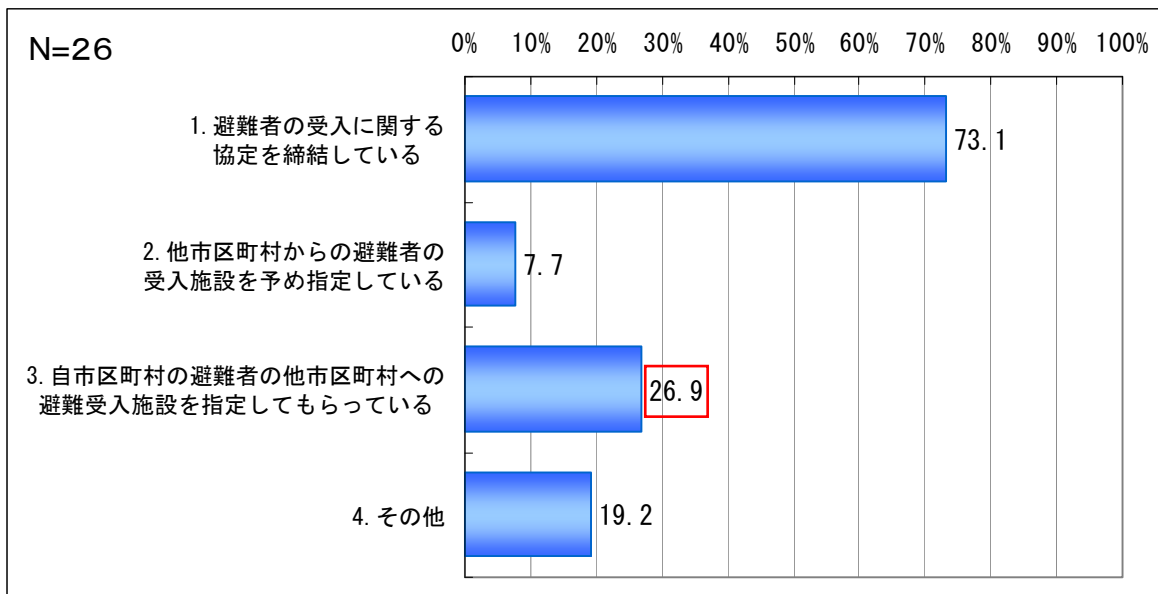


青枠: 利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村の範囲

9. 広域避難時の避難受入施設の指定について (P75)

- 広域避難計画のある市区町村のうち、自市区町村の避難者の避難受入施設を他市区町村に指定してもらっているのは約27%(7市区町村)

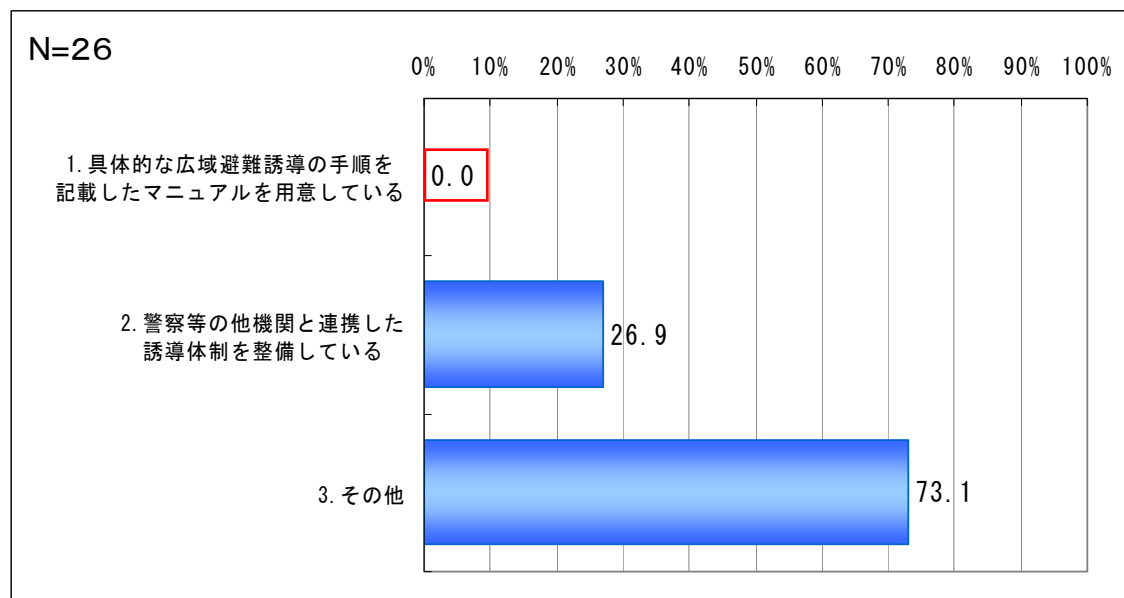
【Q.9-4】 広域避難計画の内容についてお答えください。(複数回答可)



10. 広域避難の誘導體制について (P77)

- 広域避難計画のある市区町村のうち、具体的な広域避難誘導の手順を記載したマニュアルを用意している市区町村は無い

【Q.9-5】 広域避難の誘導體制についてお答え下さい。(複数回答可)

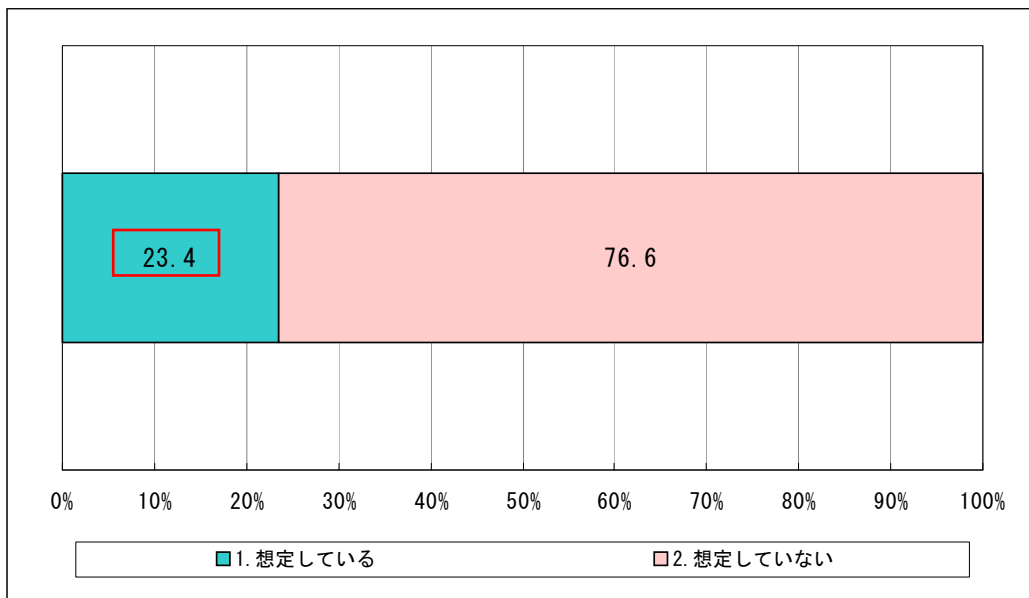


11. 民間ビル、マンション等の上層階への避難について (P83、P85)

- 1都6県の市区町村の約23%(78市区町村)は、民間ビル、マンション等の上層階への避難を想定
- このうちビル、マンション等の管理者と屋外滞留者の受入について協定を締結しているのは2市区町村(約3%)のみ

【Q.10-1】 上層階に避難することを想定していますか。

N=333



【Q.10-2】 上層階への避難について、どのような対策を実施していますか。

| | 回答数 | % |
|---|-----|-------|
| 1. 浸水までに時間的な猶予が無い場合には、ビルやマンション内の人が上層階に避難することを奨励している | 37 | 47.4 |
| 2. 浸水までに時間的な猶予が有る場合には、最寄りの避難所への避難を奨励している | 34 | 43.6 |
| 3. 浸水までの時間に関わりなく、ビルやマンション内の人が上層階に避難することを奨励している | 16 | 20.5 |
| 4. 屋外滞留者の受入について、ビル・マンション管理者と協定を締結している | 2 | 2.6 |
| 5. その他 | 18 | 23.1 |
| 回答者数 (N値) | 78 | 100.0 |